利益の処分に関する書類

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		21,056,558
当期総利益	21,056,558	
Ⅱ　利益処分額		
積立金	21,056,558	
独立行政法人通則法第44条第３項により主務大臣の承認を受けようとする額	―	21,056,558

行政サービス実施コスト計算書

（平成26年４月１日～平成27年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　業務費用			
(1)　損益計算書上の費用			
博物館業務費	3,423,361,556		
一般管理費	471,091,553		
受託研究費	32,827,950		
臨時損失	10,222,483	3,937,503,542	
(2)　（控除）自己収入等			
入場料収入	△ 406,156,247		
手数料収入	△ 748,131		
財産賃貸収入	△ 56,434,931		
教育普及事業収入	△ 3,413,674		
資料同定等収入	△ 2,281,280		
受託収入	△ 33,337,608		
寄附金収益	△ 31,610,072		
資産見返寄附金戻入	△ 15,072,444		
財務収益	△ 18,858		
その他収入	△ 124,715,148		
臨時利益	△ 2,396,216	△ 676,184,609	
業務費用合計			3,261,318,933
Ⅱ　損益外減価償却相当額			1,163,601,889
Ⅲ　損益外減損損失相当額			0
Ⅳ　損益外利息費用相当額			34,056
Ⅴ　損益外除売却差額相当額			567,375,615
Ⅵ　引当外賞与見積額			2,958,384
Ⅶ　引当外退職給付増加見積額			△ 20,514,083
Ⅷ　機会費用			
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	187,809,240		
政府出資等の機会費用	284,363,890		472,173,130
Ⅸ　（控除）法人税等及び国庫納付額			0
Ⅹ　行政サービス実施コスト			5,446,947,924

注記（重要な会計方針等）

重要な会計方針

１．運営費交付金収益の計上基準

企画展の実施経費、コレクション構築経費、プロジェクト研究経費、館長支援経費、人件費のうち退職手当および特に指定するものについては、業務達成基準（当該業務等の達成度に応じて、財源として予定されていた運営費交付金債務を収益化する方法）を採用している。

また、人件費（退職手当除く）および上記に掲げる業務以外の業務経費については、期間進行基準（一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金債務を収益化する方法）を採用している。

その他、臨時に発生する計画外の発生費用については、費用進行基準（発生費用の額を限度として運営費交付金債務を収益化する方法）を採用している。

２．減価償却の会計処理方法

(1)　有形固定資産

定額法を採用している。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建物	10年～50年
構築物	３年～42年
工具器具備品	２年～７年

また、リース資産については、リース期間で償却している

特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金を減額している。

(2)　無形固定資産

定額法を採用している。

（ソフトウェア）

法人内利用ソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいている。

（コンテンツ）

法人内利用コンテンツについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいている。

特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却については、損益外減価償却累計額として資本剰余金を減額している。